



2019年5月31日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 U M N フ ァ ー マ  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 会 長 兼 社 長 平 野 達 義  
(コード番号：4585 東証マザーズ)  
問 合 せ 先 取 締 役 財 務 部 長 橋 本 裕 之  
電 話 0 4 5 - 5 9 5 - 9 8 4 0

### 当社との契約締結交渉者による重要事実の伝達行為及び 当該情報受領者による内部者取引に対する 証券取引等監視委員会からの課徴金納付命令の勧告について

本日、証券取引等監視委員会から、当社と当社資産等に関する契約締結交渉者の役員から伝達を受けた者による内部者取引、及び当該役員による重要事実に係る伝達行為について、下記のとおり金融商品取引法違反の事実が認められたとして、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、金融庁設置法第20条第1項の規定に基づき、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行ったとの公表がなされました。

株主及び投資家をはじめとする関係者の皆様に、ご迷惑とご心配をおかけしましたこと、深くお詫び申し上げます。なお、当社又は当社役員による法令違反の事実はございません。

#### 記

##### 1. 勧告において認められた事実関係等

証券取引等監視委員会の勧告によりますと、課徴金納付命令対象者は2名であります。当社の資産等に関する契約の交渉を行っていた取引先の役員が、その職務において知った以下の重要事実の伝達を受けながら、利益を得させる目的をもって当該重要事実を伝達したとされております。また、同取引先役員より当該重要事実の伝達を受けた者が、当該重要事実が公表された2017年10月31日より前の同年10月30日、自己の計算において、当社普通株式合計4,500株を買付価額合計1,325,500円で買い付けたとされております。

##### (重要事実)

当社が、2017年10月31日付にて公表した、当社と塩野義製薬株式会社が業務上の提携を行うことについての決定をした旨の投資者の投資判断に及ぼす影響が重要と判断される重要事実。

勧告によりますと、上記のうち、利益を得させる目的をもって重要事実を伝達した行為が、金融商品取引法第175条の2第1項に規定する「第167条の2第1項に違反して、同項の伝達をし、又は同項の売買等を行うことを勧める」行為に該当すると認められるものとされております。また、当該情報伝達者より重要事実の伝達を受けた者が、当該重要事実を基に当社上場株式を買い付けた行為が、金融商品取引法第175条第1項に規定する「第166条第1項又は第3項の規定に違反して、同条第1項に規定する売買等をした」行為に該当すると認められるものとされております。

また、これらの違法行為に対し、金融商品取引法に基づき納付を命じられる課徴金の額は、当該重要事実を伝達した者及び当該重要事実の伝達を受けた者、それぞれ1,330,000円及び2,670,000円であるとされております。

## 2. 当社の今後の対応について

当社は、これまで内部者取引規制に関する取扱規程を制定するとともに、当社及び提携先等に係る株式等売買に関する取扱規程を制定、定期的な教育・研修等を実施するなど、内部者取引防止に向けた施策に取り組んでまいりました。また、取引先との関係におきましては、機密情報保持条項を含む契約を締結し、機密情報漏洩防止、目的外利用防止等に努めてまいりました。

このような中、当社又は当社役員による法令違反の事実はないものの、当社と機密情報保持条項を含む契約を締結した上で取引関係にある法人に属する者が、職務において受領した機密情報を重要事実と知りながら、利益を得させる目的をもって情報を伝達し、また同人より当該機密情報の伝達を受けた者が当社上場株式の取引を行い、それぞれに法令違反の事実が認められたことは、極めて遺憾であります。

当社といたしましては、今回の事案を真摯に受け止め、内部者取引の未然防止に向け、役職員に対する教育・研修等の一層の充実に努めてまいるとともに、取引先に対しましても機密情報漏洩防止及び目的外利用防止の徹底に関し、再度の注意喚起を図るとともに、遵守状況について継続的に確認してまいります。

株主及び投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様におかれましては、ご理解の程、何卒、宜しくお願い申し上げます。

以上